

国の原子力防災体制

緊急時に備えて、平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために、内閣に原子力防災会議を新たに常設

平時

緊急時

内閣に
新たに常設

原子力防災会議

議長：内閣総理大臣
副議長：内閣官房長官、原子力規制委員会委員長
内閣府特命担当大臣（原子力防災）
議員：国務大臣、内閣危機管理監、副大臣
大臣政務官等
事務局長：環境大臣

（役割）

- 原子力災害対策指針※に基づく施策等の実施を推進等
- 原子力事故が発生した場合の、事故後の長期にわたる総合的な施策の実施の推進



関係省庁

〔 警察庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
国土交通省、海上保安庁、環境省、防衛省 等 〕

原子力災害対策本部

（原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に内閣府に設置）

本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（原子力防災）
原子力規制委員会委員長
本部員：国務大臣、内閣危機管理監、副大臣
大臣政務官等

（役割）

- 原子力緊急事態に対する応急対策および事後対策の総合調整



関係省庁

〔 警察庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
国土交通省、海上保安庁、環境省、防衛省 等 〕

※ 原子力事業者や地方公共団体等による、原子力災害予防対策や緊急事態応急対策および事後対策の円滑な実施を確保するための指針で、原子力規制委員会が作成する指針